



市民活動・ビジネス



市民活動

市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」

市民活動の支援または促進を図ることを目的に、市民活動団体の活動拠点となる施設で、市民活動の情報収集や発信にも活用されています。センターでは常駐スタッフが市民活動に関わる相談や、団体同士のネットワークづくり、人材育成など市内の活動がより活発になるためのサポートを行っています。

住所 中央1-4-9 富田屋ビル1・2階

開館 午前9時～午後9時30分

休館 月曜日、年末年始

TEL 53-7070 **FAX** 53-7071

HP <https://k-mirailabo.com/>

Facebook

<https://www.facebook.com/k.mirailabo/>

みらいラボフェスタ

市民活動の普及、交流を目的に、市民活動団体によるワークショップや販売などを行う、フェスタを開催しています。



市民活動の様子

学生から社会人まで様々な方たちが立場や職域を超えて市民活動を行っています。



フリースペース

団体、各個人で用途に応じてご自由にご利用いただけます。無料Wi-Fi完備で勉強や作業にも便利です。飲食可能です。



外観・アクセス

木更津駅西口徒歩5分
駐車場無料(ちばぎんひまわり憩いの広場駐車場)



金田地域交流センター「きさてらす」

地域自治の強化・生涯学習の拠点・行政サービスの3つの機能を持たせており、「世代間交流と学びを促す施設」「情報発信の拠点としての施設」「地域防災の拠点としての施設」「市役所の出張所機能をもつ施設」として、多様なニーズに対応しています。定員250人の多目的ホールをはじめとして、打ち合わせの会場として利用できる会議室3室、研修室2室、ワークショップ室2室、和室2室、また、オープンデッキと一体的に利用できる調理施設や、屋外のイベントスペースを活用し朝市やマルシェなどが開催できるスペースなどシーンに合わせた施設利用が可能です。

住所 金田東6-11-1

開館 午前8時30分～午後9時30分

休館 月曜日(月曜日が祝日の場合、翌火曜日)、年末年始

TEL 97-6292 **FAX** 97-6295

HP <https://k-exchange.jp>

Facebook

<https://www.facebook.com/KisarazuExchange/>

多目的ホール

企業セミナー、コンサート(グランドピアノ有料貸出有)、卓球(用具無料貸出有)、多様な用途で利用できます。



コワーキングスペース

テレワークなどで利用できるスペースを1時間当たり50円で利用できます。



ヨガ教室など

かんたん初心者向けやピラティス教室も開校。
先着順での申し込みとなります。800円/回程度



融資・労働対策

中小企業資金融資 (一般事業・特別小口・開業・育成)

駅 産業振興課 TEL 23-8460 FAX 23-0075

融資を受ける資格

市内に店舗・工場・事業所・営業所などを有する(賃貸を含む。ただし、本市税納税要件あり)法人または個人で、市内で引き続き1年以上同一事業を営む中小企業者およびこれから開業しようとする方や既に開業して6カ月以上1年未満の方で、市税を完納し、対象要件を満たす方

融資対象者とならない業種

- ①農林業・漁業・水産養殖業
- ②金融業・保険業・土地売買業(一部を除く)
- ③風俗営業の許可を受けている飲食店
- ④遊興娯楽業
- ⑤その他信用保証協会の定めるもの

申請手続きなど

産業振興課および取り扱い金融機関の窓口で相談してください。申請書類の提出は、取り扱い金融機関と相談のうえ、産業振興課へお願いします。

市の助成

市税を完納している中小企業に対し、金利負担を軽減するため利子の一部(2%以内)を補給します。

勤労者退職金等共済掛金補助制度

駅 産業振興課 TEL 23-8460 FAX 23-0075

中小企業を営む方が、従業員の福祉増進、雇用の安定を図るため、勤労者退職金共済機構または特定退職金共済団体による退職金制度に加入した場合、その掛け金の一部を補助します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

労働相談について

駅 産業振興課 TEL 23-8460 FAX 23-0075

相談場所	相談内容	電話番号
ハローワーク 木更津	雇用に関する相談や雇用保険の支給など総合的雇用サービスの相談	25-8609
千葉県 ジョブサポート センター	生活の安定と再就職や定着の支援のための「仕事と生活」の総合的な相談	043-245-9420
ジョブカフェ ちば	15歳～39歳の若年者を対象とした総合的な就職に関する相談	047-426-8471
ちば南部地域 若者サポート ステーション	働くことについて様々な悩みを抱えている15歳～49歳の若年者を対象とした職業的自立に向けた相談	23-3711
木更津 総合労働相談 コーナー	労働問題全般に関する相談	80-2827
千葉県労働相談 センター		043-223-2744
千葉県商工労働 部雇用労働課	内職に関する求人情報提供	043-223-2743
シルバー人材 センター	市内在住の60歳以上の方へ就業機会支援	25-2433





市議会・選挙



市議会

市議会の概要

駅 議会事務局 TEL 23-7185 FAX 22-4734

市議会は、市民から選挙で選ばれた市議会議員で構成され、市の予算や条例などの重要な事柄や、市民生活の様々な課題についてきめ細かく審議し、どう処理すべきかを決める機関です。

議員

議員は、選挙により市民の中から選ばれます。任期は4年で、現在の議員の任期は、令和5年5月1日から令和9年4月30日までとなっています。

議員の定数は、地方自治法により条例で定めるところとされており、本市の定数は24人となっています。

議決

条例の制定・改廃や、予算の決定、決算の認定、その他法律によって定められている事柄など、市政を進めるうえで重要な事項について可決・否決などの結論を出します。

調査

市の事務に関する調査を行います。

検査および監査請求

市の事務が議会の議決どおり執行されているか検査したり、監査委員に監査を求め報告を請求します。

請願・陳情の受理および審査

請願や陳情を受理・審査します。本会議で採択された請願・陳情のうち必要があるものは、その結果を市長などの執行機関へ送ります。

意見書の提出・決議

公共の利益に関係のある問題について、国や県などに意見書を提出したり、市議会の意思を明らかにするために決議を行います。

選挙

議長・副議長や選挙管理委員などを選挙します。

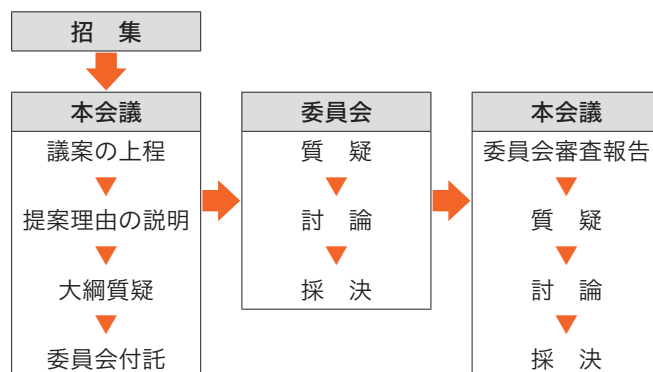
同意

副市長、教育委員、監査委員、農業委員会委員などの選任・推薦について同意します。

市議会の運営

駅 議会事務局 TEL 23-7185 FAX 22-4734

市議会は年4回(3月・6月・9月・12月)開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。



※委員会付託は省略される場合があります。

本会議

議員全員が議場に集まって会議をするのが本会議です。

本会議は、議案などを審議し、市議会の最終的な意思を決める会議で、原則として、議員定数の半数以上の出席が必要です。

市長が議案の提案理由を説明したり、議員が議案や市の仕事について質問したり意見を述べるのもこの会議です。

委員会

市議会の最終的な決定(議決)は、本会議で行われますが、市議会で行う問題は数が多く、内容も幅広い分野にわたっているので、これらをいくつかの部門に分けて専門的・効率的に審議するために、常任委員会や特別委員会を設置しています。

会議の傍聴

駅 議会事務局 TEL 23-7185 FAX 22-4734

市議会開催中の本会議は、秘密会以外はどこでも傍聴できます。当日駅前庁舎7階の議会事務局内で傍聴人受付名簿に所定の事項を記入して入場してください。定員は42人です。なお、車いすでも傍聴できます。

手話通訳のご案内

手話通訳が必要な方は、傍聴席で手話通訳を受けることができます。障がい福祉課(朝日庁舎・FAX 25-1213)へ申請してください。

詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。



定例会の一般質問と答弁などをインターネットの生・録画中継で配信しています。

委員会を傍聴するには

委員会(各常任委員会・議会運営委員会・各特別委員会)の傍聴は、委員長の許可が必要です。あらかじめ議会事務局までご連絡ください。

なお、非公開と決定された会議や、定員(開催場所により異なります)を超える場合など、傍聴をご遠慮願う場合もあります。

市議会だよりの発行

「きさらづ市議会だより」として、年4回(2月・5月・8月・11月の各1日)発行しています。市議会だよりでは、市議会定例会(3月・6月・9月・12月)での議案の審議、本会議の日程、一般質問と答弁の概要、委員会の行政視察などを掲載しています。

請願と陳情

駅 議会事務局 TEL 23-7185 FAX 22-4734

どなたでも、市政についての要望や意見を、請願書・陳情書として市議会に提出ができます。

請願は、1人以上の議員の紹介(署名または記名押印)が必要ですが、陳情は必要ありません。

情報公開

駅 議会事務局 TEL 23-7185 FAX 22-4734

情報の開示を請求できる方

- ▶ 市内にお住まいの方
- ▶ 市内の事務所・事業所にお勤めの方
- ▶ 市内の学校に在学する方
- ▶ 市内に事務所・事業所を有する個人・法人・その他の団体
- ▶ 上記の他、市税の納税義務のある方

情報開示の請求方法

情報開示の請求をする方は、規則で定められている様式(情報開示請求書)により請求してください。

手数料

- ▶ 閲覧の場合…1件名につき200円
 - ▶ 写しの交付の場合…1件名につき200円+写し1枚につき10円(電磁的記録は、別に定めがあります)
- ※公開の対象となる情報は、議会事務局の職員が組織的に用いるものとして議長が管理しているもので、平成12年4月1日以降の情報としています。
- ※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

選挙

選挙制度

朝 選挙管理委員会事務局 TEL 23-8476
FAX 25-9300

投票

各種選挙における投票は、当日投票が基本となります。

しかし、選挙執行日当日に投票所に行くことができない方(または行くことができないおそれのある方)は期日前投票・不在者投票などの制度がありますので、ご活用ください。

投票場所

投票所入場券に記載されている各投票所
※記載されている各投票所以外での投票はできません。

時間

午前7時～午後8時
※令和9年4月の統一地方選(千葉県議会議員一般選挙)から、投票終了時刻を午後6時へ変更します。

期日前投票制度

投票日に仕事や行楽などで投票所に行けない方のために、期日前でも選挙期日と同じように投票ができる制度です。

投票期間

公示日または告示日の翌日から投票日の前日まで(土・日曜日、祝日を含む)
※イオンモール木更津については選挙ごとにご確認ください。

投票場所および時間

- ▶ 朝日庁舎会議室2-6・2-7 午前8時30分～午後8時
- ▶ 富来田地域交流センター学習相談室 午前8時30分～午後5時
- ▶ イオンモール木更津 午前10時～午後7時

病院・施設での不在者投票

指定された病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、施設の長の管理のもと、施設内において選挙期日前に投票を行うことができます。

投票期間

公示日または告示日の翌日から投票日の前日まで(土・日曜日、祝日を含む)

投票場所

各施設

郵便などによる不在者投票

郵便などによる不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で、次のような障がいのある方（○印の該当者）または、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

	障がい名	障がいの程度		
		1級	2級	3級
身体障害者 手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

	障がい名	障がいの程度			
		特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症
戦傷病者 手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分	
	要介護5	

※郵便などによる不在者投票を行うには、必ず「郵便等投票証明書」が必要となります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

滞在地での不在者投票

長期出張の仕事や旅行などで滞在中、投票日までに本市へ帰らない予定の方は、滞在している市区町村の選挙管理委員会で、不在者投票ができます。

請求書の選挙管理委員会への提出および投票用紙のやりとりにはFAX、Eメールは使えませんので、早めに手続きをしてください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

在外選挙制度

外国に居住する日本人に国政選挙の選挙権行使の機会を保障するため、在外公館（大使館および総領事館）での投票や郵便による投票ができる制度で、衆議院議員選挙、参議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査が対象となります。

登録資格

満18歳以上の日本国民（居住国への帰化などにより日本国籍を失った方は対象外）で公民権が停止されていない方

登録方法

在外選挙人名簿に登録されるためには、選挙管理委員会に対して申請する必要があります。申請方法は以下の2種類です。

▶ 在外公館における申請

現在の住まい（国外）を管轄する在外公館（大使館・領事館）の領事窓口で行います。実際に登録されるためには、その在外公館の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所を有していることが必要ですが、登録の申請については3カ月経っていなくても行うことができます。

▶ 国外に出国する前における申請

最終住所地の市区町村の選挙管理委員会に対して行います。申請を行うことができる期間は、国外への転出届を提出したときから当該転出届に記載した転出予定日までの間であり、最終住所地の選挙人名簿に登録されている（または転出予定日までに3カ月以上居住している）必要があります。

在外選挙制度については、総務省または市ホームページをご覧ください。選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

点字投票・代理投票

目の不自由な方は点字による投票、けがなどにより自筆することが難しい方は、本人の希望により投票所の職員が代筆する代理投票ができます。期日前投票所または各投票所の係員に申し出てください。

選挙人名簿

毎年3月・6月・9月・12月の1日現在および選挙公示日または告示日の前日において、満18歳以上で市内に引き続き3カ月以上住所のある方を住民基本台帳から調査し、永久選挙人名簿に登録します。選挙権があっても永久選挙人名簿に登録がされていなければ、投票できません。

